このキルギス共和国法「株式会社について」(株式会社法)和訳(仮訳)は,国際協力機構(JICA)の様々な研修等でコーディネータ及び通訳等で御活躍されている岡林直子氏にロシア語から日本語に翻訳いただいたものを,法務総合研究所国際協力部の責任において編集し,掲載するものです。

2008年9月 法務総合研究所国際協力部

キルギス共和国法「株式会社について」1

(以下のキルギス共和国法により改正:2004年8月13日付け 128,2004年12月9日付け 189,2006年1月27日付け 15,2006年7月31日付け 145,2007年8月6日付け 132)

(目 次)

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 会社の設立と清算(第8条-第20条)
- 第3章 会社の資本,株式,社債及びその他の有価証券(第21条-第30条)
- 第4章 配当(第31条・第32条)
- 第5章 株主名簿(第33条-第35条)
- 第6章 会社の運営(第36条-第65条)
- 第7章 会社による自社株式の買戻し及び買取り(第66条-第71条)
- 第8章 大規模取引(第72条-第74条)
- 第9章 会社の取引における利害関係(第75条-第78条)
- 第10章 会社の記録,報告,及び書類 会社に関する情報(第79条-第84条)
- 第11章 最終章(第85条)

第1章 総則

- 第1条 本法の適用範囲
- 第2条 本法において用いられる主要概念
- 第3条 株式会社の法的地位
- 第4条 会社の名称及び所在地
- 第5条 支店及び駐在員事務所
- 第6条 子会社及び従属会社
- 第7条 公開会社及び閉鎖会社

第2章 会社の設立と清算

第8条 会社の設立

 $^{^{1}}$ 2003 年 1 月 28 日 , キルギス共和国ジョゴルク・ケネシュ(国会)立法議会により採択

- 第9条 会社の新規設立
- 第10条 発起人
- 第11条 会社定款
- 第12条 会社の組織変更
- 第13条 新設合併
- 第14条 吸収合併
- 第15条 会社の分割
- 第16条 会社の分離
- 第17条 会社の形態変更
- 第18条 会社の清算
- 第19条 自主清算する企業の財産の株主間における分配
- 第20条 清算の終了

第3章 会社の資本,株式,社債及びその他の有価証券

- 第21条 会社の資本
- 第22条 会社の株式
- 第23条 流通株式の増加
- 第24条 流通株式の削減
- 第25条 普通株主の権利
- 第26条 優先株主の権利
- 第27条 会社の社債及びその他の有価証券
- 第28条 株式及び他の有価証券の支払
- 第29条 株式及び株式に転換可能な有価証券の割当てにおける株主の権利の保障
- 第30条 会社の準備金

第4章 配当

- 第31条 配当支払の手続
- 第32条 配当支払の制限

第5章 株主名簿

- 第33条 株主名簿
- 第34条 株主名簿への記載
- 第35条 株主名簿の抄本

第6章 会社の運営

- 第36条 会社の経営機関
- 第37条 株主総会
- 第38条 株主総会の権限
- 第39条 株主総会の決定

- 第40条 通信投票式(アンケート式)による株主総会の決議
- 第41条 株主総会への参加権
- 第42条 株主総会開催についての情報
- 第43条 株主総会の議題の策定
- 第44条 株主総会の開催準備
- 第45条 臨時株主総会
- 第46条 集計委員会
- 第47条 株主の株主総会への参加方法
- 第48条 株主総会の定足数
- 第49条 投票用紙
- 第50条 投票用紙による投票の開票
- 第51条 議決結果に関する議事録
- 第52条 株主総会の議事録
- 第53条 取締役会
- 第54条 取締役会の権限
- 第55条 取締役会の選出
- 第56条 取締役会の議長
- 第57条 取締役会の会議
- 第58条 執行機関
- 第59条 会社の単独執行機関(取締役,代表取締役)
- 第60条 会社の合議制執行機関(理事会,重役会)
- 第61条 会社の書記
- 第62条 監査役会(監査役)
- 第63条 会社の外部監査
- 第64条 監査役会(監査役)及び会社監査人の報告書
- 第65条 会社役員の責任

第7章 会社による自社株式の買戻し及び買取り

- 第66条 会社による自社株の買戻し
- 第67条 自社株式買戻しの制限
- 第68条 株式の併合及び分割
- 第69条 株主の請求による株式の買取り
- 第70条 株式買取請求権の行使手続
- 第71条 財産の市場価格の確定

第8章 大規模取引

第72条 会社の財産取得又は譲渡に関する大規模取引

- 第73条 大規模取引の実施
- 第74条 50パーセント以上の普通株式の取得

第9章 会社の取引における利害関係

- 第75条 会社の取引における役員及びその提携者の利害関係
- 第76条 会社の取引における利害関係に関する情報
- 第77条 利害関係のある取引の締結に関する要件
- 第78条 利害関係のある取引の締結の要件違反の効果

第10章 会社の記録,報告,及び書類 会社に関する情報

- 第79条 帳簿及び会計報告
- 第80条 文書の管理
- 第81条 情報提供
- 第82条 株主に対する情報提供
- 第83条 会社の情報公開義務
- 第84条 会社の提携者に関する情報

第11章 最終章

第85条 本法の発効

第1章 総則

第1条 本法の適用範囲

- 1 本法は,株式会社の設立手続及びその法的地位,並びに,株主の権利及び義務を規定し,株 主の権益の保護を保障するものである。
- 2 本法の規定は,本法に別段の定めがない限り,キルギス共和国領内に設立された,又は設立される全ての株式会社に適用される。

トクトグル水力発電所群の発電所,110 キロワット以上の高圧送電線及び変電所を基に設立された株式会社の法的地位に関する特則は,これら企業の特別な地位に関する法令によっても規定される。

国が3分の2以上の株式を持つ戦略施設,及び,配電会社を基に設立された株式会社の財産の民間委託に関する法的関係の特則は,キルギス共和国ジョゴルク・ケネシュが承認する民間委託契約により規定される。

閉鎖株式会社「キルギス共和国開発基金」の法的地位の特則は、キルギス共和国法「キルギス共和国開発基金について」により規定される。

3 本法から発生する企業の法的関係を規制する国家機関は,証券市場を統制するキルギス共和国全権国家機関(以下「証券市場を管轄する国家機関」²という。)である。

-

² 原文に省略はない。

4 非国営年金基金,投資ファンド,銀行,及び保険業務を行う株式会社の設立と業務活動の特 則については,これらの会社の活動を規制する特別法に抵触しない部分においては,本法が規 制する。

(キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号, 2004 年 12 月 9 日付け第 189 号, 2007 年 8 月 6 日付け第 132 号により改正)

第2条 本法において用いられる主要概念

本法は,以下の主要概念を用いる。

株式 その所有者(株主)の,株式会社の利益の一部を配当として受ける権利,株式会社の 運営に参加する権利,及び株式会社の清算後の残余財産の分与を受ける権利を証明する有価 証券

株主 株式会社の財産に対する債権を与える株式を1つでも所有し,それに伴い本法及びキルギス共和国法令が定める権利及び義務を持つ自然人又は法人

提携者 契約又はその他の法律行為に基づいて,会社がとる決定の内容を直接的及び(若しくは)間接的に決める権利,(又は)決定に影響を与える権利を持つあらゆる自然人又は法人(ただし,権限の範囲において会社の業務活動を監督する国家機関を除く。),並びに会社がこのような権利を持つ対象であるあらゆる自然人又は法人。株式会社の役員及び株式会社の議決権株式の5パーセント以上を所有する株主は,必然的に提携者とされる。

配当 株式会社の可分所得(利益)の一部で,株主が所有する株式からの収入として受けるもの

閉鎖会社 発起人又はあらかじめ決められた一部の者の間のみで,株式の割当て及び譲渡が 行われる株式会社

株式及び株式に転換可能な有価証券の閉鎖割当 会社の株式及び株式に転換可能な有価証券を,広報活動を行わずに,あらかじめ限られた特定者の間で割り当てること転換可能有価証券 株式会社が発行する有価証券で,発行時に規定された条件に従い同社の他種の有価証券に交換されるもの

累積投票 議決に参加する各株式に,選出される会社合議制機関の成員数に等しい議決権数を割り当てる議決方法

独立名簿管理人 証券市場に業として参加する者で,記名有価証券所有者名簿の作成管理及び保管業務を行う者

公開会社 株主が,所有株式を他の同社株主の同意をとらずに譲渡できる会社

社債の償還 株式会社が以前に発行した社債をその額面金額により買い取り,又は,キルギス共和国法令に従い同社の株式に転換すること

株式及び株式転換可能有価証券の公開割当 株式及び株式に転換可能な有価証券を,前もって人物,人数を限定できない不特定者に対し,公告,広報活動,競売を行って割り当てるこ

لح

割当済株式 株主に帰属する株式

定款資本金 会社設立時における最低限の資本金。その額は,本法が定める。

第3条 株式会社の法的地位

1 株式会社(以下「会社」という。)は,利益を得るために活動し,株式の発行及び割当てにより資金を調達する法人である。会社は株式を発行しなければならず,株式の価格は,出資形態にかかわらず,キルギス共和国の通貨により表される。

会社は,キルギス共和国法令に規定される手続により,他の有価証券を発行することができる。

株主は、会社の債務について責任を負わず、会社の業務に関連する損失につき、所有する株式の価格の範囲でリスクを負う。

国及び国家機関は,会社の債務について責任を負わず,会社は,国及び国家機関の債務について責任を負わない。

2 会社は,独自の財産を所有し,その財産は,会社の独立した貸借対照表に記載される。会社は,その名において財産権及び属人的非財産権を取得し,行使し,責任を負い,裁判において原告及び被告となることができる。

会社は,その債務につき,その全財産によって責任を負う。

会社は,自社株主の債務について責任を負わない。

- 3 会社は,法が禁じないあらゆる業務の実施に必要な民事法令上の権利と義務を持つ。特定の 業務については,会社は,特別許可(免許)に基づいてのみ従事できる。そのような業種は, 法律が規定する。
- 4 会社の株式を担保とする権利を,定款で制限し,又は除外することはできない。株主は,担保権設定契約に別段の定めがない限り,担保とした株式によっても議決権を持つ。ある特定の株式会社の株式に担保権を設定する場合の特則は,特別法令により定める。
- 5 会社は,自社が発行した株式を担保物として受け入れてはならない。
- 6 会社は,キルギス共和国法令が規定する手続で国家登記された時点から,法人として設立されたものとされる。会社は,定款に別段の定めがない限り,活動期間を定めずに設立される。
- 7 会社は,所定の手続によりキルギス共和国内及び国外に銀行口座を開設することができる。
- 8 会社は、キルギス語及びロシア語の社名の入った社印を持たなければならない。社印には、その他の外国語又はキルギス共和国の民族語による社名を含めることができる。社印には、社名の他に、キルギス共和国法令が定めるその他の明細情報を含めることができる。

会社は,社名を入れた印鑑や便箋,ロゴマーク,所定の手続により登録された商標,その他の視覚的認知手段を持つことができる。

第4条 会社の名称及び所在地

1 会社は,社名を持つ。社名には,その組織・法的形態,種別(閉鎖会社・公開会社)の指示と,業務の性質に関する指示が含まれていなければならない。

会社は,キルギス語及びロシア語での正式社名及び略称を持たなければならず,また,外国語及びキルギス共和国民族語での正式社名及び略称を持つことができる。

キルギス共和国法令が規定する手続により社名を登録した会社は,当該社名の使用につき排他的権限を持つ。

- 2 会社の所在地は,他の法律及び会社定款に別段の定めがない限り,国家登記がなされた場所とされる。
- 3 会社は,連絡通信用の郵便宛先を持たなければならず,郵便宛先を変更した場合は,法人の 国家登記機関及び有価証券の発行を登記する機関に通知しなければならない。

第5条 支店及び駐在員事務所

1 会社は,本法及びその他法律の要件を遵守した上で,キルギス共和国内に支店及び駐在員事務所を持つことができる。

この他,キルギス共和国外における支店及び駐在員事務所の開設は,キルギス共和国が批准 した国際条約に別段の定めがない限り,開設地国の法令に従って行われる。

2 支店及び駐在員事務所は,法人ではなく,会社が承認した規則に従い活動する。支店及び駐 在員事務所は,開設元の会社から財産を与えられる。この財産は,それぞれの貸借対照表にも, 会社の貸借対照表にも記載される。

支店及び駐在員事務所の代表者は会社により任命され,会社が発行する委任状に基づき活動 する。

3 支店及び駐在員事務所は,会社の名において活動する。支店及び駐在員事務所の活動に対する責任は,それらを開設した会社が負う。

第6条 子会社及び従属会社

- 1 会社は、キルギス共和国領内に、法人格を持つ子会社及び従属会社を開設できる。これら会社は、本法及び他法令に従い設立される。また、これらがキルギス共和国外に設立される場合は、キルギス共和国が批准した国際条約に別段の定めがない限り、開設国の法令に従い設立される。
- 2 子会社とは,他会社³(親会社)の出資が支配的であることにより,又は契約若しくはその他の方法により,他会社(親会社)が同社のとる決定を左右する可能性を持つ会社である。
- 3 子会社は、親会社の債務について責任を負わない。
 契約により子会社に対して拘束力ある指示を出す権利を持つ親会社は、子会社がその指示に

³ 有限責任会社,補充責任会社,株式会社,合名会社,合資会社

従って締結した法律行為につき,連帯責任を負う。

子会社が親会社の責任により倒産(破綻)した場合,親会社は,子会社の債務につき,補充 責任を負う。子会社の倒産(破綻)が親会社の責任によるものとされるのは,子会社にある行 為をさせるために親会社が上記権利及び(又は)可能性を行使した場合であって,この際に, 親会社が,その結果,子会社が倒産することを明らかに知っていたときのみである。

子会社の株主(社員)は、子会社が損害を被ることを明らかに知りながら、子会社にある行為をさせるために、親会社がその有する権利及び(又は)可能性を行使した場合に限り、受けた損害の賠償を親会社に請求する権利を持つ。

4 他社に自社の議決権株式の20パーセントを超える株式を持たれている場合,その会社は従属会社である。他社の議決権株式につき20パーセントを超えて取得した会社は,証券市場を管轄する国家機関が定める手続により,遅滞なくその旨を公表しなければならない。

第7条 公開会社及び閉鎖会社

- 1 会社には公開会社及び閉鎖会社があり、これは会社の定款及び会社の社名に反映される。
- 2 公開会社は,本法及び他のキルギス共和国法令が定める要件に従い,自社発行株式の公開割当てを行うことができ,株式を自由に売却できる。定款には,株式の自由売却を制限する項目を含めてはならない。

公開会社の株主数は,制限されない。

閉鎖会社が公開会社に組織変更した場合は,閉鎖会社であったときに有効であった制限条項は,公開会社になってからは無効となる。

3 閉鎖会社は,自社発行株式の公開割当てを行ってはならず,他の方法で自社株式を不特定の 者の取得に供してはならない。

閉鎖会社の株主数は,50名を超えてはならない。

閉鎖会社の株主数が本項の定める上限を超えた場合,1年以内に会社を公開会社にしなければならない。株主の数が減らない場合,会社は,裁判手続により清算される。

4 閉鎖株式会社の株主は、同社の他の株主が売却する株式につき、優先購入権を持つ。

通知から5日以内若しくは会社定款が定める他の期間内に,いずれの株主も優先購入権を行使しなかった場合又は価格について合意できなかった場合は,株式会社自体が,所有者と合意した価格で,株式を買い取ることができる。会社が株式の取得を断った場合又は価格について合意できなかった場合,株式は,任意の第三者に譲渡できる。第三者に対する株式の提供価格は,株主及び会社に対する提供価格を下回ってはならない。これが遵守されなかった場合,この法律行為は,無効と認定される。

5 閉鎖株式会社の株式に担保権を設定し,担保権者がこれを実行する場合には,本条第4項の 規定が準用される。ただし,担保権者は株式を第三者に譲渡せず,自分で持ち続けることもで きる。

- 6 閉鎖会社の株式は,キルギス共和国法令に従い,自然人株主の相続人又は法人株主の権利承 継者に移譲される。
- 7 法が特に定める場合において,発起人がキルギス共和国の全権機関である会社は,公開会社 でなくてはならない。

第2章 会社の設立と清算

第8条 会社の設立

会社は,新規設立又は既存法人の組織変更(新設合併,分割,分離又は形態変更)により設立される。

会社は、キルギス共和国法令に従い国家登記された時点から設立されたものとされ、法人となる。株式会社を新規設立する場合、その全ての株式は、発起人間で割り当てなければならない。 会社の設立時に発行する株式は、法令の定める手続により、証券市場を管轄する国家機関に登記されなければならない。

第9条 会社の新規設立

1 会社の新規設立は,発起人(単独発起人)の決定に基づき行われる。

会社発起人は,公証人の公証を受けた会社設立契約を締結する。設立契約には,会社設立に関する共同作業の実施手続,資本金額,発起人が引き受ける株式の種類及びタイプ,株式の支払額及び支払方法,並びに会社設立に関する発起人の権利,義務及び責任が規定される。単独者が会社を設立する場合,設立決定は,その者が単独で行う。

2 設立集会において,発起人は定款を承認し,経営機関を選出する。会社設立契約は,署名の 時点から発効し,証券市場を管轄する国家機関により設立時株式発行の結果が登記されるまで 効力を持つ。

第10条 発起人

- 1 発起人とは,会社の設立を決定した自然人及び(又は)法人である。 国権機関及び地方自治機関は,法律に別段の定めがない限り,会社の発起人となることはできない。
- 2 公開会社の発起人の数は、制限されない。閉鎖会社の発起人は、50名を超えてはならない。
- 3 発起人は、会社設立に関係して会社の国家登記までに発生する債務につき、連帯責任を負う。

第11条 会社定款

- 1 会社定款は,会社の設立文書である。定款の条項は,キルギス共和国法令に従わなければならない。
- 2 会社定款が定める要件は、会社の全機関及びその株主に対し拘束力を持つ。

- 3 定款は,以下の情報を含まなければならない。
 - 会社の正式社名及び略称
 - 会社の所在地
 - 会社の種別(公開会社又は閉鎖会社)
 - 会社が割り当てた株式の数量及び種類(普通株式,優先株式)
 - 各種株式につき株主が持つ権利
 - 定款資本金額
 - 会社の経営機関の構造,権限及び議決方法
 - 株主総会の準備及び開催手続

定款には,キルギス共和国法令に抵触しない他の条項を含めることができる。

4 定款の変更,追加又は新定款の承認は,株主総会の決定により行われる。定款に加えられる 変更,追加事項,又は新定款は,キルギス共和国法令が規定する手続により国家登記されなければならない。

定款に変更を加える株主総会の決定は,キルギス共和国法令に抵触するものであってはならない。

定款は,株主の権利を狭める条項を定めてはならない。

5 会社の定款は,誰でも閲覧できる。会社は,希望者に対し,定款を閲覧する機会を与えなければならず,請求があれば定款の写しを提供しなければならない。その際,料金は,写しの作成にかかった実費を超えてはならない。

第12条 会社の組織変更

- 1 会社は,本法に規定される手続により自主的に,又は,キルギス共和国法令が定める手続により裁判所判決で,組織変更され得る。
- 2 会社の組織変更は,新設合併,吸収合併,分割,分離,及び形態変更により行われる。 分割(分離)の際,権利を承継する全ての会社の組織・法的形態は,組織変更決定がとられるまで存在した元会社の組織・法的形態と同じでなければならない。

形態変更された会社は,有限責任会社及び(又は)営利団体として設立された協同組合の形態をとることができる。

3 会社は,吸収合併の場合を除き,新たにできた法人が国家登記された時点から,組織変更したものとされる。

吸収合併による組織変更においては,吸収会社は,国家統一法人登記簿に被吸収会社の活動 停止が記載された時点から,組織変更したものとされる。

- 4 組織変更により新たにできた会社の国家登記,及び組織変更された会社の活動停止の登記は, キルギス共和国法令が指定する手続で行われる。
- 5 会社の組織変更は,この旨の公告が公式刊行物に出されてから2か月後以降に行われる。債

権者は,会社の組織変更の公告が出てから2か月以内に,会社に債務関係の期限前終了又は期限前履行を請求することができ,会社はそれを履行しなければならない。

- 6 会社は,組織変更された会社の資本金が本法及び他のキルギス共和国法令が規定する定款資本金額を下回ることになる場合には,組織変更をしてはならない。
- 7 会社を組織変更する際,普通株式,及び,発行目論見書に従って普通株式に転換できる優先 株式を,財産又は他の財産権に交換することは許されない。
- 8 新設合併の契約とそれに伴う譲渡証書,分割又は分離を決定した会議の議事録,及び,分割 又は分離の際の分割貸借対照表は,新たにできる会社の設立契約に代えることのできる文書で ある。

第13条 新設合併

1 会社の新設合併とは,新しい会社を設立し,その会社に2社以上の会社の全ての権利及び義務を移し,後者の活動を停止することをいう。

新設合併は,合併する会社の財産をまとめ,その貸借対照表を統合し,これら会社の株式を 新たに設立される会社の株式に交換することで実行される。

- 2 新設合併に参加する会社は,新設合併契約を締結する。契約では,以下が取り決められる。
 - 新設合併の手続及び条件
 - 各社の株式を新会社の株式及び(又は)他の有価証券に転換する手続

新設合併に参加する各社の取締役会又は執行機関(会社が取締役会を置かずに活動している場合)は,新設合併による組織変更,及び新設合併契約と譲渡証書の承認を,自社の株主総会の審議にかける。

新会社の定款の承認及び経営機関の選任は、合併に参加する会社の合同株主総会で行われる。 合同株主総会における議決方法は、新設合併契約により決められる。

- 4 新設合併の際、合併する各社の全ての権利及び義務は、譲渡証書に基づき新会社に移行する。
- 5 株式会社は,法令に別段の定めがない限り,有限責任会社及び(又は)営利団体として設立された協同組合とともに新設合併を行うことができる。株式会社が有限責任会社及び(又は)営利団体として設立された協同組合と新設合併を行う場合,新設合併によりできる会社は,株式会社の形態しかとることができない。

第14条 吸収合併

1 吸収合併とは,1社又は数社が活動を停止し,その権利及び義務を他の会社に移行させることである。

吸収合併は,合併する会社の財産をまとめ,その貸借対照表を統合し,消滅会社の株式を存 続する会社の株式に交換することで実行される。

2 被吸収会社と吸収会社は,吸収合併契約を締結する。吸収合併契約には,以下が取り決めら

れる。

- 吸収合併の手続及び条件
- 被吸収会社の株式を吸収会社の株式及び(又は)他の有価証券に転換する手続

各社の取締役会又は執行機関(会社が取締役会を置かずに活動している場合)は,吸収合併による組織変更及び吸収合併契約の承認を,自社の株主総会の審議にかける。被吸収会社の取締役会又は執行機関(会社が取締役会を置かずに活動している場合)は,譲渡証書の承認も株主総会の審議にかける。

- 3 ある会社が他社に吸収される際,譲渡証書に従い,吸収会社に被吸収会社の全ての権利及び 義務が移行する。
- 4 株式会社は,キルギス共和国法令に別段の定めがない限り,有限責任会社及び(又は)営利 団体として設立された協同組合を吸収合併できる。

株式会社は、株式会社以外の組織・法的形態を持つ会社に吸収されない。

第15条 会社の分割

- 1 会社の分割とは,会社が全ての権利及び義務を新たに設立される複数の会社に移し,その活動を停止することである。
- 2 組織変更を行う会社の取締役会又は執行機関(会社が取締役会を設置せず活動している場合) は,以下の問題を株主総会の審議にかける。
 - 分割による組織変更
 - 組織変更の手続及び条件
 - 新会社の設立と,組織変更する会社の株式を新会社の株式及び(又は)他の有価証券 に転換する手続
- 3 分割により組織変更を行う際,新会社の資本金は,分割元会社での持分に応じて株主間で按 分される。
- 4 分割元会社の株主総会は,分割による組織変更,新会社の設立,分割元会社株式の新会社株式及び(又は)他の有価証券への転換手続について決議する。

分割後の各新会社の株主総会は、会社定款の承認及び経営機関の選任の決定をする。

第16条 会社の分離

- 1 会社の分離とは、1社又は複数の会社が新設され、そこに、分割貸借対照表に従い分離元会社の一部の権利及び義務を移すことであり、この際、分離元会社は活動を停止しない。
- 2 分離を行う会社の取締役会又は執行機関(会社が取締役会を設置せず活動している場合)は, 以下の問題を株主総会の審議にかける。
 - 分離による組織変更
 - 分離の手続及び条件

- 新会社の設立と,会社の株式を新設会社の株式及び(又は)他の有価証券に転換する 手続
- 分割貸借対照表の承認
- 3 分離による組織変更が行われる際,分離元会社の株主は,分離した新会社の資本における持分を,分離元会社における資本持分に比例して獲得する。

第17条 会社の形態変更

- 1 会社は,キルギス共和国法令が定める要件を遵守した上で,有限責任会社又は営利団体として設立される協同組合に形態変更することができる。
- 2 形態変更を行う会社の取締役会又は執行機関、会社が取締役会を設置せず活動している場合)は、形態変更による組織変更、形態変更の手続及び条件、並びに会社株式を有限責任会社の出資分に、又は営利団体として設立される協同組合の持分に転換する手続の問題を、株主総会の審議にかける。
- 3 形態変更を行う会社の株主総会は,形態変更による組織変更,形態変更の手続及び条件,並びに会社株式を有限責任会社の社員出資分に,又は営利団体として設立される協同組合の組合員持分に転換する手続について決議をとる。形態変更によりできる新法人の社員は,その合同会議において,キルギス共和国法令の要件に従い,設立文書の承認及び経営機関の選出(任命)について決議する。
- 4 会社の形態変更が行われる際には,譲渡証書に従って,会社の全ての権利及び義務が新法人に移行する。

第18条 会社の清算

1 会社は,キルギス共和国法令が規定する手続により,また,本法及び会社定款による要件を 遵守した上で,自主的に清算され得る。

会社は,キルギス共和国法令が規定する事由により,裁判所判決に基づいて清算され得る。 会社の清算により,会社は,権利及び義務を権利承継によって他者に移譲することなく,その活動を停止する。

清算の手続,及び,債権者に対する支払の順位については,キルギス共和国民法典及び倒産 法令が規定する。

2 支払能力のある会社が自主的に清算する場合,清算会社の取締役会又は執行機関(会社が取締役会を設置していない場合)は,会社の清算及び清算委員会の選任の問題を株主総会の審議 にかける。

自主清算をする会社の株主総会は、会社の清算及び清算委員会選任の問題につき決議する。

3 清算委員会が任命された時点から,会社の事業運営に関する全ての権限は,清算委員会に移 行する。清算委員会は,清算企業の名において裁判に参加する。

第19条 自主清算する企業の財産の株主間における分配

1 債権者に対する弁済が終了した後に残った清算会社の財産は,清算委員会により,以下の優 先順位に従い,株主に分与される。

第一順位 優先株式の清算価格の支払

第二順位 普通株主間における残余財産の分与

- 2 各順位における財産の分配は,先順位における財産の分配が完全に行われた後に行われる。 残余財産が,ある順位の株主全員への支払に足りない場合,財産は,その順位の株主間で所有 株式の割合に応じ按分される。
- 3 財産の換価により得られる金銭が何回かに分けて入ってくる場合,その分配は,該当する順位の株主間で所有株式の割合に応じて按分する形で行われる。

第20条 清算の終了

国家登記機関が統一国家法人登記簿に清算の記載をした時点で,会社の清算は終了し,会社は 消滅したものとされる。

第3章 会社の資本,株式,社債及びその他の有価証券

第21条 会社の資本

会社の資本金とは、会社の資産から負債を引いたものである。

定款資本金は,会社の設立の際に全額払い込まれなければならず,決算指標の1000倍を下回ってはならない。

(キルギス共和国法 2006年1月27日付け第15号により改正)

第22条 会社の株式

- 1 会社は,普通株式及び優先株式を発行できる。割当済優先株式数は,会社の全株式数の25 パーセントを超えてはならない。
- 2 会社の株式は、全て記名式で、無券発行される。
- 3 会社は,その法人国家登記から1か月以内に,証券市場を管轄する国家機関において,株式の設立時発行の登記を行わなければならない。
- 4 会社は,先行して発行された株式の割当結果を登記した後に,追加株式を発行できる。 発行された株式の割当ては,有価証券の発行決定に定められる手続に従い行われる。
- 5 私企業化及び私有化によってできた株式会社において,従業員間で分配するために会社に移 された株式の分配が然るべき方法で行われなかった場合,これらの株式は,このような違反が 発覚してから1か月以内に,私有化を管轄するキルギス共和国全権国家機関により国に返還さ れた後,再分配される。

第23条 流通株式の増加

- 1 会社は,株主総会の決定に基づき,追加株式を発行する方法で,又は,割当済株式を分割する方法で,流通株式を増加させることができる。
- 2 流通株式の増加決定においては,定款に従い株式の優先取得権を持つ者のための追加株式の 割当手続や割当価格の決め方を含め,株式の発行数量,割当ての期限,及び条件を定めなけれ ばならない。
- 3 私有化及び私企業化によりできた株式会社は、株式を追加発行する際、設立時発行株式の支払として定款資本金に払い込まれた固定資産の簿価が増加している場合は、その分、定款資本金額を増やして再登記し、同時に、設立時発行株式の所有者の持分をその再取得価額に従って増加させる。株式の追加発行を登記した株式会社は、本法の発効後1年以内に、簿価の追加評価を行い、設立時発行株式の所有者の持分を再取得価額に従い増加させなければならない。

後に発行された株式を持つ株主は,定款資本金の増額登記から1年以内に追加投資を行い, 自己の持分を増資前の割合に回復させることができる。

固定資本の再評価に伴う資本の増加は,定款資本の増加総額分,株式の額面金額を増やす方法で行われる。

そうでない場合は,後に発行された株主の持分は,定款資本に対する実際の支払割合に合わせて計算し直す。

その際,株主総会における定足数の確定及び票数の確定は,実際に支払われた株式に基づいて行う。

第24条 流通株式の削減

- 1 会社は,株主総会の決定に基づき,株式の一部買戻し又は併合により流通している株式の数を減らすことができる。
- 2 会社は,株式の流動性を保つため,流通市場において1年以内の期間で自社株式を取得できる。この目的で会社が取得した株式は,株主総会において議決権を持たない。

会社は,取得した株式を1年以内に割り当てなければならず,そうでない場合は,無効化しなくてはならない。

- 3 自社株式の買戻し又は無効化による流通量の削減は,会社の全債権者に通知をした後でなければ許容されない。この際,債権者は,会社に対し,債務の期限前履行を要求できる。
- 4 キルギス共和国法令により,ある種の会社について別途の株式流通量の削減手続が規定されることがある。

第25条 普通株主の権利

1 各普通株式がその株主に与える権利は,同一である。

- 2 株主は,以下の財産権を持つ。
 - (a) 会社の事業による利益の一部(配当)を受ける。
 - (b) 会社の清算時に残余財産の分配を受ける。
 - (c) 全株式又は一部の株式を個人,法人,国又は地方自治体に遺贈する。
 - (d) 売却又はその他の手段により 株式の全部又は一部を 他の個人又は法人に譲渡する。 ただし,この際,本法第7条に規定される閉鎖株式会社に関する特則を考慮する。
 - (e) 株式を他の個人又は法人に,担保物として,又は信託に供するために,引き渡す。
 - (f) 会社定款に従い,会社が発行する株式を優先的に取得する。
- 3 株主は,以下の非財産権を持つ。
 - (a) 本法及び会社定款が規定する方法で,会社の運営に参加する。
 - (b) 株主総会に議決権を持って参加する。
 - (c) 株主総会の議題を提案する。
 - (d) 裁判手続により自己の権利を守る。
 - (e) 会社が出した決定について,決定が出されてから1年間,争うことができる。
 - (f) 証券市場を管轄する国家機関が株式の発行を登記した時点から2か月間 ,発行及び、又は)発行手続の有効性について裁判手続において争うことができる。
 - (g) 本法及び会社定款が規定する方法で,会社の活動に関する情報の提供を受ける。
- 4 株主は、キルギス共和国法令及び会社定款に従い、その他の財産権及び非財産権を持つことができる。
- 5 裁判所を含め,何人も,株主がその権利の行使の問題(議決,株式の譲渡)について株主総会に出席し,議決に参加する権利を制限することはできない。

(キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号による改正)

第26条 優先株主の権利

- 1 優先株主は,本法又は会社定款に別段の定めがない限り,株主総会において議決権を持たない。優先株式がその株主に与える権利は,同一である。
- 2 優先株式発行の決定には、優先株式による配当額と、会社が清算する際に払われる価格(清 算価格)の決め方が指定されていなければならない。配当額及び清算価格は、固定金額で決め られる。配当額及び清算価格は、定款がその算定方法を定めている場合も、規定されているも のとされる。

会社定款により,優先株式の未払配当又は一部しか支払われていない配当を累積し,後で支払うよう定めることができる(優先株式)。

また,会社定款により,優先株式を普通株式に転換できる旨,及びその条件を定めることができる。

3 優先株主は,会社の組織変更及び清算の問題を決議する場合は,議決権を持って株主総会に 参加できる。

優先株主は,優先株式の配当額及び(又は)清算価格の減少など,株主総会が優先株主の権利を制限する定款の変更及び追加を議決する際には,株主総会での議決権を得る。

- 4 優先株主は,優先株式の配当決定をしなかった年次株主総会,又は,配当の一部のみの支払 決定をとった年次株主総会の次の株主総会から,株主総会の権限事項である全ての問題につい て議決権を獲得する。優先株主の株主総会への参加権は,未払配当が全額支払われた時点で終 了する。
- 5 優先株主は,ここに列挙される権利のほか,本法第25条第2項の(c)(d)(e)(f)及び同条 第3項の(a)(d)(e)(f)(g)の権利を持つ。

第27条 会社の社債及びその他の有価証券

- 1 会社は、その定款に従い、社債、その他キルギス共和国の証券関連法令が規定する有価証券を発行することができる。
- 2 会社による社債,その他の有価証券の発行は,本法に従い,株主総会又は取締役会の決定に 基づいて行われる。
- 3 社債発行の決定には,発行量,割当方法,償還の期間,その他の条件が決められていなければならない。社債は,有券又は無券で発行できる。

会社は,社債を発行する際,一時に償還する形で償還期間を定めることも,一定の期間内で分割的に償還する形で償還期間を定めることもできる。

社債の償還は,その発行決定が定めるところに従い,金銭又は他の財産により行うことができる。

社債の発行は,自己資本額を超えない範囲で許容される。

会社は、社債の所有者の希望によって、期限前に償還できる条件をつけることができる。この際、社債発行決定において、償還価格と、どの時点から期限前償還を請求できるかを決めておかなければならない。

(キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号により改正)

第28条 株式及び他の有価証券の支払

1 追加発行株式の支払は、その発行決定に指定される期間内に、ただし、割当を開始してから 1年以内に、行われなければならない。会社は、以前に発行した株式の割当結果の登記が済む まで、次の追加株式を発行してはならない。

会社は,株式発行の登記をした後,はじめてその割当てを開始できる。株式の割当てにより 得られた資金は,取りまとめ口座に保管される。会社は申込期間が終了し,キルギス共和国の 証券関連法令に従い株式発行結果報告が登記されるまで,割当ての過程で入る資金を使用して はならない。

割当てを行う株式及び株式に転換できる有価証券の数は、設立文書及び有価証券発行決定に決められる数量を超えてはならない。

2 株式及びその他有価証券の支払は,金銭,有価証券,その他の物品,財産権又はその他の金 銭評価額を持つ権利により行うことができる。会社設立時の株式の払込方法は,設立契約又は 会社定款により定められ,追加株式及びその他有価証券の払込方法は,有価証券発行決定によ り定められる。

割当ての際に公募を行う追加株式については、払込は金銭によってのみ行われる。

発行手続を終了した株式の割当により得られた資金を,会社が株主に返還することは許されない。ただし,本法が規定する手続によって株式の買取りを行う場合は,この限りではない。

3 追加株式及び株式に転換できる有価証券の払込みは,市場価格に基づいて取締役会が決定する割当価格によって行われる。

会社は,以下の場合,株式を割当価格より低い価格で割当てることできる。

- 普通株主が優先取得権を行使する場合。この場合の価格は,普通株式の割当価格の9 0パーセントを下回ってはならない。
- 引受人が入って追加株式を割当てる場合。この場合の価格は,割当価格から引受人への報酬分を差し引いた金額を下回ってはならない。引受人の報酬は,株式の割当価格に対するパーセンテージで決められる。
- 4 公開会社は,追加株式及び株式に転換できる有価証券の割当を,公開割当で行うことも,非公開割当で行うこともできる。

閉鎖会社は株式及び株式に転換可能な有価証券の割当を,公開割当で行うことはできない。 株式に転換可能な有価証券を株式に転換する形で行う追加株式の割当は,当該転換可能有価 証券の発行決定に定められる手続に従って行われる。

5 会社設立時に現物出資される財産の金銭価値の評価は,発起人間の合意に基づき行われる。 会社設立時の発起人による株式の払込は,設立契約が定める価格により行われる。

このようにして取得される会社株式の額がキルギス共和国法令が定める決算指標の200倍を超える場合,株式及び他の有価証券の払込として現物出資される財産は,独立鑑定人により評価されなければならない。会社定款には,株式の払込に使用できる財産の種類の制限を含めることができる。

6 会社が発行した株式を本条第1項が定める期間内に割り当てなかった場合は,定期株主総会は,会社株式の流通量を削減する決定をとらなければならない。

(キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号, 2006 年 1 月 27 日付け第 15 号により改正)

第29条 株式及び株式に転換可能な有価証券の割当てにおける株主の権利の保障

1 会社が株式及び株式に転換できる有価証券を公開割当てする場合,会社定款により,会社株主が,これらの有価証券を,所有株式数の割合に比例した数量で優先的に取得できることを規定することができる。

追加発行される株式及び株式に転換可能な有価証券の優先取得権は,当該株式の割当開始日の40日前までに株式を取得している株主が有する。

株式及び株式に転換可能な有価証券の割当開始日の20日以上前に,これらの優先取得権を 持つ株主には書留郵便による通知が送付され,また,マスコミ媒体において通知が公告されな ければならない。書留郵便及びマスコミ媒体での通知には,以下が含まれなければならない。

- 会社の名称
- 追加発行株式又は株式に転換可能な有価証券の割当開始日
- 株主が取得できる株式又は株式に転換可能な有価証券の割当量及び割当価格
- 取得方法
- 追加発行株式又は株式に転換可能な有価証券の優先取得権の終了日
- - 株主の氏名(名称)及び住所(所在地)
 - 取得する有価証券の数量
 - 有価証券の払込証明書

この申込書は,株式及び株式に転換可能な有価証券の優先取得権の終了日の前日までに,会社に送付されなければならない。

会社が株式及び株式に転換可能な有価証券の公開割当てを行う場合,株主は,これらの優先 購入権を任意の者に譲渡できる。

3 株式及び株式に転換可能な有価証券の公開割当てにおいて,株主の優先取得権を適用しない 旨の決定,及びこの決定の有効期間に関する決定は,株主総会がとる。

株式及び株式に転換可能な有価証券の優先取得権を適用しない旨の決定は,株主総会が定める期間中,有効である。ただし,この期間は,当該決定の採択から1年以内とする。

第30条 会社の準備金

会社は,各種準備金を設けることができる。形成される準備金の用途,形成手続及び額は,会社定款又は株主総会の決定により定められる。会社の準備金は,会社の純益によってのみ形成される。

第4章 配当

第31条 配当支払の手続

1 配当は,株主の所有物である。配当は,所有する株式数に比例して株主間で分配される。

配当は金銭,又は,株主の書面による合意に基づき,他の財産で支払われる。配当の支払源は,会社の税引後の利益(純益)である。優先株式の配当は,あらかじめそのために設けられた会社の特別準備金から支払うことができる。

会社は,可処分純益の25パーセント以上を配当の支払に当てなければならない。

2 会社は,会計年度の結果により,当該会計期の終了から3か月の間,割当済株式の配当の支払を決定(発表)できる。

配当の支払,支払額及び可能な支払方法についての決定は,株主総会がとる。金銭による配当の支払は,株主の書面による申出に従い,現金払又は現金払以外の方法で行われる。配当額は,取締役会の提言額を,取締役会がない場合は理事会の提言額を,上回ってはならない。

会社の取締役会は 配当に回す資金額を株主総会の検討にかける前に 配当を支払った結果, 会社に倒産兆候が到来しないかどうかを確認しなければならない。

配当支払の決定には、以下の情報を含まなければならない。

- (1) 配当額と支払方法
- (2) 配当を実際に支払う場所と日付。これを発表した後,会社の株主に対する配当未払に関する責任が発生する。
- (3) 配当権を持つ株主の最終登録日

株主総会は、配当支払の決定をマスメディアで公告しなくてはならない。

3 配当の支払期間及び方法は,会社定款又は株主総会の決定により定める。配当支払期間は, 配当支払決定日から120日を超えてはならない。

配当権を持つのは,配当支払の正式発表日の30日前までに会社株式を取得した者である。 流通に出なかった株式及び会社の貸借対照表に記載されている株式に対しては,配当は支払われない。

配当を支払うために,配当権を持つ者の一覧が作成される。この一覧を作成するために,株式の名義上の保有者は,実質保有者に関する情報を提供しなければならない。

4 株式会社は,指定の期間内に,各種(タイプ)の株式について発表した配当を支払わなければならない。発表された配当が支払われなかった場合,株主は,会社の責めに帰すべき事情で債務が発生した時期がいつであるかにかかわらず,会社に対し,発表された配当の元本及び利息の支払を裁判手続により請求できる。

会社が指定の支払期日を過ぎても株主に配当を支払わない場合,配当金額には,キルギス共和国国立銀行の公定歩合により利息が発生する。

5 配当を支払わなかった役員,又は,その支払期日若しくは方法を違反した会社の役員は,キ ルギス共和国法令に従い責任を負う。

(キルギス共和国法 2006 年 7 月 31 日付け第 145 号により改正)

第32条 配当支払の制限

1 会社は、配当を支払おうとする時点で、キルギス共和国倒産関連法令が定める倒産兆候がある場合、又は配当を支払うと倒産兆候が到来することになる場合、配当の支払を決定(発表)してはならない。

ある種の特定の会社につき、キルギス共和国法令が他の配当支払制限を規定することがある。

2 会社は、優先株式について配当支払の決定をしなかった場合、普通株式の配当支払(発表)の決定をしてはならない。

第5章 株主名簿

第33条 株主名簿

- 1 株主名簿には,以下の情報が記載される。
 - 会社が発行し,流通させている株式の数量及び種類(タイプ)
 - 実際の株式所有者であるか名義上の保有者であるかの記載も含め、各登録者の情報
 - 各記名株式について,各株主による取得時期と数量及び株主に関する明細(法人についてはその所在地と決済口座,自然人についてはパスポート記載情報と住所)
 - 会社又は独立名簿管理人に寄せられた情報により、株式に対し担保権を持つ者の情報。 また、担保権者がその株式により議決権を持っているかについても記載しなければならない。その他の株式に対する権利取得の根拠について。株式の担保債務負担の事実について。 株式の分割及び併合について。有価証券による支払について
- 2 会社は、キルギス共和国法令に従い、証券市場を管轄する国家機関に設立時株式発行の登記をしてから1か月以内に、株主名簿を作成し、管理し、保管するようにしなくてはならない。
- 3 株主名簿の管理者となることができるのは,株式の割当てを行った会社自体,又は,独立の 名簿管理人である。

閉鎖株式会社は,キルギス共和国法令又は会社定款に別段の定めがない限り,自社で名簿の 作成及び管理を行うことができる。自社で名簿を管理する会社は,名簿管理を職務として担当 する者を任命しなければならない。この者は,証券市場を管轄する国家機関から,株主名簿の 管理権を証明する資格証明書を受けなければならない。

公開株式会社は,株主名簿の作成及び管理を独立名簿管理人に委託しなければならない。

- 4 株主名簿の作成及び管理を独立名簿管理人に委託した会社は,名簿の作成及び管理責任を免 責されるものではない。
- 5 会社の株主名簿に登録された者は,自己に関する情報の変更につき,適時,名簿管理人に連絡しなければならない。自己に関する情報の変更を連絡しなかった場合,会社及び独立名簿管理人は,それによって発生した損失について責任を負わない。
- 6 会社の株式を取得した者は,株主名簿に記載された時点から,株式に基づく全ての財産的及び非財産的権利を取得する。

7 株式発行人の株主名簿の管理を行う名簿管理人は,株主からの問合せにより,他の株主及び 株式の名義上保有者の情報を,その所有株式数は明らかにせず,提供しなければならない。

名簿管理人は,株主(その代理人)の依頼により,発送費用の実費を超えない範囲の有償で, 他の株主への通知類を発送しなければならない。

8 会社は,株主名簿の基となる一次記録文書及び総会の議事録を,証券市場を管轄する国家機 関が定める期間,ただし5年以上保管し,その後,国の文書保管所に移す。

(キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号により改正)

第34条 株主名簿への記載

- 1 株主名簿への記載は,株主又は株式の名義上の保有者の要請により,キルギス共和国法令が 定める文書が提出されてから3日以内に行う。
- 2 株主名簿への記載を拒否することは ,キルギス共和国法令が定める場合を除き 許されない。 名簿への記載を拒否する場合 ,名簿管理人は ,記載の要請があってから 5 日以内に ,当該要請 者に対し ,その理由の説明を含めた記載拒否の通知を送る。

株主名簿への記載拒否については,裁判所に不服を申し立てることができる。株主名簿の管理者は,裁判所判決に従い,名簿に相応の記載を行わなければならない。

第35条 株主名簿の抄本

独立名簿管理人は,株主又は名義上の株式保有者の要請に従い,株主名簿の抄本を発行することにより,当該者の株式に対する権利を証明しなければならない。株主名簿の抄本は有価証券ではなく,その発行時点における株主の株式に対する占有権を証明するものである。

第6章 会社の運営

第36条 会社の経営機関

- 1 会社の経営機関は,以下である。
 - (1) 株主総会 最高経営機関
 - (2) 取締役会 株主総会が開催されない期間において、会社の全体的な管理を行う経営機関
 - (3) 執行機関 会社の日常的業務を実施する機関。単独であっても合議制(理事会,重役会)であってもよい。
 - (4) 監査役会 監督機関
- 2 株主数が50名未満の株式会社は,定款により,取締役会を設置せずに営業できる。 執行機関及び監査役会の成員は,同時に取締役会の成員となってはならない。
- 3 会社の経営機関の活動については、定款及び内規文書が定める。
- 4 キルギス共和国ジョゴルク・ケネシュの常任議員,キルギス共和国政府成員,その他の国家 公務員は,会社の取締役会,執行機関及び監査役会の成員となることができない。

5 経営機関の選出に関する全ての規則は,本法によってのみ規定される。

第37条 株主総会

1 会社の最高経営機関は株主総会である。

会社は,毎年,株主総会(年次株主総会)を開催しなければならない。年次株主総会の開催 時期は,取締役会又は執行機関(取締役会を設置していない会社の場合)が定めるが,報告会 計年度の次年の5月1日までに開催する。年次総会以外の株主総会は,臨時株主総会である。

2 株主総会の開催日,開催方法,株主への通知方法及び総会準備のために株主に提供される資料(情報)の一覧は,本法及びキルギス共和国法令の要件に従い,取締役会が決める。

第38条 株主総会の権限

- 1 株主総会の権限事項は,以下である。
 - (1) 会社定款の変更,追加,又は新定款の承認
 - (2) 会社の組織変更
 - (3) 会社の清算,清算委員会の任命及び清算貸借対照表の承認
 - (4) 流通株式数の変更(増加又は削減)の決定及び株式に転換可能な有価証券の発行決定
 - (5) 公開株式会社の追加発行株式又は株式に転換可能な有価証券の非公開割当の決定
 - (6) 本法第29条が規定する 株式又は株式に転換可能な有価証券に対する株主の優先取得権を適用しない決定
 - (7) 本法第73条が規定する大規模取引の実施決定
 - (8) 優先株式の普通株式への転換
 - (9) 合議制執行機関の代表者及び成員の選出,又は単独で執行機関の機能を果たす者の選出 (会社が取締役会を設置しない場合)
 - (10) 株式に転換できない社債及びその他有価証券の発行で,発行証券の額面金額の合計が 発行決定日現在の会社の資産簿価の50パーセント以上になる場合の決定
 - (11) 監査役会の成員(監査役)の選出及びその期限前の権限終了
 - (12) 支払配当額及び支払方法の決定
 - (13) 取締役会成員に対する報酬額及び補償額の決定
 - (14) 前の株主総会が議決した,キルギス共和国法令に反する決定を取り消す決定
 - (15) 準備金及びその他基金の使用
 - (16) 取締役会又は執行機関(取締役会を設置しない会社の場合)の権限の期限前終了に関 する決定
 - (17) 定款が定めていない場合,取締役会の成員数の決定
 - (18) 年次報告,貸借対照表及び損益計算書の承認並びに損益の分配
 - (19) 集計委員会の成員の承認

- (20) 監査役会成員(監査役)に対する報酬額及び補償額の承認
- (21) 取締役会の成員の選出
- (22) 本法,キルギス共和国法令及び会社定款により,株主総会の権限とされる他の問題の決定

株主総会は,本法が会社の他の経営機関の権限としている事項について,決定をとってはならない。ただし,本法が別途規定する場合は,その限りではない。

- 2 本条第1項第1号から第22号までに規定される問題についての決定は,株主総会の専権事項である。株主総会の専権事項となっている問題は,本法に別段の定めがない限り,他の経営機関の決議に委ねてはならない。
- 3 年次株主総会は,以下を行う。
 - 会社の執行機関の報告,年間貸借対照表及び損益計算書を承認し,損益の分配を決定 する。
 - 取締役会,監査役会の成員及び会社が取締役会を設置せずに活動している場合は執行 機関の成員を選出する。
 - 議題に含まれる他の問題の決定

(キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号により改正)

第39条 株主総会の決定

- 1 キルギス共和国法令が別途定める場合を除き、株主総会の議決にかけられる問題につき、議決権は、以下の者が持つ。
 - 普通株主
 - 本法が定める場合において,優先株主

株主総会における議決は,「1株1票」原則により行われる。ただし,累積投票を行う場合を除く。

- 2 本法第38条第1項第1号から第8号までの問題は,会社の議決権株式総数の3分の2以上 の多数決により議決される。普通株主も優先株主もともに議決権を持つ問題についての票数の 勘定は,全ての議決権株式を一緒にして行う。
- 3 本法第38条第1項第2号,第5号から第7号まで,第10号,第12号,第15号及び第20号の問題は,定款に別段の定めがない限り,取締役会の提案によってのみ株主総会で議決する。
- 4 本法第38条第1項第9号から第18号までの問題は,株主総会に出席している議決権株主 の議決権数の3分の2以上の多数決で議決される。
- 5 本法第38条第1項第19号,第20号及び第22号の問題は,総会に出席している議決権 株主の議決権数の単純多数決で議決される。

6 会社定款に別段の定めがない限り,本法第38条第1項第21号の問題は,累積投票で議決する。

会社定款により,本法本法第38条第1項第21号の問題を,総会に出席している議決権株 主の議決権数の単純多数決で議決するよう定めることができる。そのような選出方法で取締役 会が完全に形成されなかった場合は,取締役会の選出は成立しなかったものとされ,取締役会 全体の選出を,同じ株主総会で,累積投票で行うこととする。

累積投票を行う場合は,各議決権株式に取締役会成員の総数に等しい票数が割り当てられなければならない。株主は,その有する票数の全てを1名の候補者に投じることも,又は,数人の候補者に割り振ることもできる。

定款又は株主総会決定が定めた取締役会の定員数に等しい数の候補者が,最も得票数の多かった順に,取締役会に選出されたものとされる。

- 7 定款をキルギス共和国法令に合致させるための株主総会の決定は,総会に出席している議決 権株主の議決権数の単純多数決により議決される。
- 6⁴ 株主総会が総会の進行に関する問題を決定する場合の手続は,会社の定款,又は株主総会決定が承認した内規文書が定める。
- 7 株主総会は,議題に含まれない問題を議決してはならない。ただし,議決権株式を持つ株主 が全員出席して(代表されて)いる株主総会で,全会一致でそのような問題を議決する決定が とられた場合を除く。通知期間が短かった場合,又は総会開催の通知が発送されなかった場合, 株主総会の決定は,全会一致で採択されたことを条件に法的効力を持つ。
- 8 株主総会でとられた決定及び議決結果は、本法及び会社定款が定める方法及び期間に、ただし、決議日から30日以内に、株主に通知される。
- 9 株主及びキルギス共和国の関係機関は,株主総会が本法,その他キルギス共和国法令,及び会社定款が定める要件に違反してとった決定について,裁判所に不服を申し立てることができる。

(キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号により改正)

第40条 通信投票式 (アンケート式)による株主総会の決議

1 株主総会は,通信投票式(アンケート式)で決議をすることができる。通信投票式(アンケート式)による議決手続に対する要件は,キルギス共和国法令により規定され得る。

本法第38条第1項第2号から第4号まで,第9号,第11号,第16号,及び第22号の問題は,通信投票式(アンケート式)で議決することができない。

2 通信投票式(アンケート式)で採択された株主総会の決定は,合計で会社の議決権株式の6 0パーセント以上を所有する株主が表決に参加している場合,有効とされる。

_

⁴ 以後の項番号は原文ママ

- 3 通信投票式での表決は,投票用紙を使用して行う。株主に投票用紙を配布する日は,会社が 投票用紙の受付を終了する日の30日以上前に設定しなければならない。
- 4 通信投票式で議決する際,株主が会社に提出する投票用紙は,公証人,又はその会社の株主 名簿の作成及び管理を行う独立名簿管理人による証明を受けなければならない。
- 5 議決結果は、決議がなされてから30日以内に株主に通知される。

第41条 株主総会への参加権

1 株主総会への参加権を持つ株主の一覧は,取締役会が決めた日付で株主名簿に記載されるデータに基づき作成される。

株主総会への参加権を持つ株主一覧の作成日は,株主総会の開催を決定した日に先行してはならず,株主総会の開催日の30日前以内でなければならない。

株主総会を通信投票式で行う場合,定足数の確定及び議決には,本法第48条第2項に従い会社が受領した投票用紙を参加させるものとし,株主総会への参加権を持つ株主一覧の作成日は,総会開催日の60日前から45日前までの間でなければならない。

- 2 株主総会への参加権を持つ株主の一覧を作成するために,株式の名義上の保有者は,一覧作成日付における実質株主の情報を提供する。
- 3 株主総会への参加権を持つ株主の一覧は,各株主の氏名(名称),住所(所在地),所有株式の数量及び種類(タイプ)に関する情報を含む。
- 4 会社は,株主の請求に基づき,当該株主が株主総会への参加権を持つ株主の一覧に含まれているかについての情報を提供しなければならない。
- 5 株主総会への参加権を持つ株主の一覧の変更は,以下の場合のみ許容される。
 - 作成日付の状態で一覧に含まれていなかった株主の侵害されていた権利が回復された 場合
 - 一覧作成時の誤りの訂正
 - 取締役会が定めた日付以降,株主総会の前に,議決権株式を取得した株主を株主名簿 に含める場合

第42条 株主総会開催についての情報

- 1 公開会社の株主に対する株主総会開催の通知は、マスコミ媒体に掲載し、株主に通知状を発送して行う。
- 2 閉鎖会社の株主に対する株主総会開催の通知は,株主に通知状を発送して行う。 会社は,追加的にその他のマスコミ媒体(テレビ,ラジオ)を通じて,株主総会の開催通知 を行うことができる。
- 3 閉鎖会社は,株主に対する株主総会開催の通知を,総会開催日の10日前までに行わなければならない。

公開会社は,株主に対する株主総会開催の通知を,総会開催日の20日前までに行わなければならない。通知は,国語及び公式言語により公表されなければならない。

- 4 株主に対する株主総会開催通知には,以下を含まなければならない。
 - 株主総会の名称,開催日時及び場所
 - 株主総会への参加権を持つ株主一覧の作成日
 - 議題
 - 株主総会の準備のために株主に提供される情報(資料)を得るための方法
- 5 株主総会の準備のために株主に提供される情報(資料)とは,以下である。
 - 会社の年次財務・経営活動報告書
 - 会社の財務・経営活動の年次監査の結果に関する,会社の監査役会(監査役)及び外 部監査人の報告書
 - 取締役会成員の候補者に関する情報
 - 執行機関及び監査役会(監査役)の候補者の情報。これらが株主総会で選出される場 合
 - 定款の変更・追加案,又は新定款の文案

キルギス共和国法令又は会社定款により,株主総会の準備のために株主に必ず提供されなければならない追加情報(資料)の一覧が規定されることがあり得る。

- 6 株主名簿に登録されている者が株式の名義上の保有者である場合,株主総会開催の通知は, 名義上の保有者に送られる。株式の名義上の保有者は,キルギス共和国法令が定める方法及び 期間により,その情報を自己の顧客に知らせなければならない。
- 7 会社は,株主総会への参加権を持つ株主一覧の作成後に株主名簿に登録された株主について は,株主総会の開催について通知する責任を負わない。
- 8 株主が1名である会社については,株主への通知,株主総会のための準備,並びに株主総会 における定足数,議決及び議決結果の確定に関する本法の要件は適用しない。そのような会社 は,本法が定める期間内に,採択された決定を書面にまとめなければならない。

第43条 株主総会の議題の策定

- 1 合計で会社の議決権株式の1パーセント以上を所有する株主(単数・複数)は,会計年度が 終了して30日以内に,年次株主総会の議題について1つだけ提案を出し,定款に従い会社の 選出機関に候補者を出すことができる。
- 2 株主総会の議題の提案は,提案の理由,提案者である株主(単数・複数)の氏名,及び所有する議決権株式数を記載の上,書面で会社宛に出す。
- 3 会社の選出機関に候補者を推薦する場合は,自薦の場合も含め,候補者の氏名,及び候補者 を推薦する株主の氏名と所有する議決権株式数を明記する。

- 4 選出機関の候補者の提案も含め,本法が規定する期間内に受領された株主の株主総会の議題 に関する提案は,会社書記により取締役会の検討にかけられなければならない。
- 5 取締役会は、受領された提案を検討し、それらを株主総会の議題に含めるか否かの決定を、本条第1項に規定される期間の終了後15日以内にとらなければならない。株主が提案した問題及び選出機関への候補者は、以下の場合を除き、採用されなければならない。
 - 株主(単数・複数)が本条第1項の期間を遵守しなかった場合
 - 株主(単数・複数)が本条第1項の定める数量の議決権株式を所有していない場合
 - 本条第3項が定める情報が欠けている場合,又は信憑性がない場合
 - 提案が本条及びキルギス共和国法令の要件に合致していない場合
- 6 株主総会の議題及び選出機関の候補者に関する提案を拒否する旨と,その理由を付記した取締役会の決定は,当該決定後3日以内に提案者である株主に送られる。

会社定款により取締役会、会社書記職を置かない会社は、その定款で、株主総会開催の決定及びその議題の承認を担当する者又は会社機関を指定しなければならない。

第44条 株主総会の開催準備

株主総会を準備する際,取締役会は,以下を定める。

- 株主総会の開催日,場所,及び開始時間
- 株主の受付の開始時間及び終了時間
- 議題
- 株主総会への参加権を持つ株主一覧の作成日
- 株主総会開催の株主への通知方法
- 株主総会準備のために株主に提供される情報(資料)の一覧
- 投票用紙の内容

総会の出席株主の受付時間は,総会の開始時間前に1時間以上確保しなくてはならない。

第45条 臨時株主総会

- 1 臨時株主総会は,会社の取締役会又は執行機関(取締役会を置かない会社の場合)により, 以下に基づいて開催される。
 - 取締役会の発意により
 - 執行機関の請求により
 - 会社の議決権株式の20パーセント以上を所有する株主(単数・複数)の請求により
 - 会社の監査役会の請求により
 - 証券関連法令の違反があった場合,証券市場を管轄する国家機関の請求により

この決定には,株主総会の実施方法(集会するか,通信投票式で行うか)が指定されなければならない。取締役会は,本条第1項に記載される者の請求に総会の実施方法が指定されている場合,決定でその実施方法を変更してはならない。

臨時株主総会を通信投票式(アンケート式)で行う旨の取締役会の決定には,以下が指定されなければならない。

- 投票用紙の内容
- 投票用紙を株主に配布する日,並びに本法,他のキルギス共和国法令,及び会社定款の要件に従ったその他の情報(資料)
- 投票用紙の提出締切日

臨時株主総会は,取締役会又は執行機関(会社が取締役会を設置しない場合)により,臨時株主総会の開催を決定してから45日以内に招集される。

- 2 臨時株主総会の開催要求は,議題とする問題と,その理由を含まなければならない。 取締役会は,本条第1項に規定される者の請求により招集される臨時株主総会について,そ の議題を変更してはならない。
- 3 臨時株主総会の開催請求が株主から出ている場合,請求には,株主の氏名(名称)と,所有 する株式の数量及び種別が記載されていなければならない。

臨時株主総会の開催請求には,請求者が署名する。

臨時株主総会の開催を請求する株主は 総会が終わるまで ,その株式を譲渡してはならない。

4 本条第1項の者より臨時株主総会開催の請求を受領してから10日以内に,会社の取締役会 又は執行機関(会社が取締役会を設置しない場合)は,臨時株主総会の開催又はその拒否を決 定しなければならない。

本条第1項の者が請求する臨時株主総会の招集を拒否する決定は,次の場合のみ,とることができる。

- 本法が規定する総会招集の請求手続が遵守されていない場合
- 請求者である株主(単数・複数)が,会社の議決権株式の20パーセントを所有していない場合
- 議題として提案されている問題が、いずれも株主総会の権限事項でない場合
- 議題として提案されている問題が 本法及び他のキルギス共和国法令の要件に合致して いない場合
- 5 臨時株主総会招集の決定,又はその理由付き拒否決定は,該当する決定がとられてから3日 以内に請求者に送付される。

臨時株主総会の招集を拒否する決定に対しては、裁判所に不服申立てができる。

第46条 集計委員会

- 1 議決権株式を持つ株主が3名を超える株式会社は,集計委員会を設置する。集計委員会の人数及び人員構成は,取締役会の提案に基づき,株主総会が承認する。
- 2 集計委員会の成員は,3名以上でなければならない。取締役会の成員,監査役会の成員(監査役),執行機関の成員,管理会社又は管理業者,及びこれらの役職への候補者は,集計委員会の成員となることはできない。
- 3 集計委員会には,独立名簿管理人の代表が入らなければならない。
- 4 集計委員会は,株主(その代理人)が株主総会で議決権を行使する際に起こる問題及び議決 手続について説明し,所定の議決手続及び株主の議決権を保障し,票数を数え,議決結果をま とめ,議決結果に関する議事録を作成し,投票用紙を文書保管部に引渡す。

第47条 株主の株主総会への参加方法

1 株主総会への参加権は、株主本人により、又はその代理人を通じて、行使される。

株主は,随時,その株主総会における代理人を交代させることができ,又は,自分で総会に 参加することができる。

株主総会における株主の代理人は,キルギス共和国法若しくは全権国家機関,地方自治体の 条令が定める権限,又は委任状に基づく権限によって活動する。議決委任状は,代理人と代理 を依頼する者についての情報(氏名又は名称,住所又は所在地,パスポート記載情報)を含む。 委任状の自然人株主の署名の真正は,独立名簿管理人,公証人又は公証行為権限を持つ者によ り確認される。株主が従業している組織,学んでいる組織,居住地の住宅管理組織,又は入院 治療している医療機関が証明する委任状も,同等に扱われる。

株主は,委任状を,所有する全株式分について出すことも,その任意の一部について出すこともできる。つまり,委任状は,1名の合法な代理人に出すことも,複数人の合法な代理人に出すこともできる。

株主に代わって議決に参加するための委任状を、会社の執行役員宛に出すことはできない。 キルギス共和国の非居住者である株主が出す議決委任状は、キルギス共和国法令が定める手 続に従って発行されなければならない。

株主総会は,取締役会の議長,又は議長不在の場合は取締役会の成員若しくは執行機関の代表者(会社が取締役会を設置しない場合)が開会する。議決に参加する者は,公開投票により総会の議長を選出し,その後は,選出された議長が総会を進行する。

2 株主総会への参加権を持つ株主一覧の作成後で、かつ株主総会の開催前に、株式の譲渡が行われる場合、当該一覧に含まれる者、及び、株主名簿の管理を行う者は、株式の取得者に対し、当該取得者が株主総会への参加権を持つことを通知しなければならない。この規則は、この後に行われる全ての譲渡についても同様に適用される。

3 会社株式が複数人により共同所有されている場合,株主総会における議決権は,共同所有者 の裁量により,そのうちの1名が行使し,又は共同の代理人を通じて行使される。各共同所有 者の権限は,然るべき形式で取決めされ,手続されなければならない。

(キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号により改正)

第48条 株主総会の定足数

- 1 株主総会は,総会参加者の受付が終了した段階で,合計で会社の割当済議決権株式の60パーセント超を所有する株主(その代理人)が受け付けられた場合,有効である(定足数を満たす。)。
- 2 株主に投票用紙を発送している場合(通信投票式議決において),株主総会開催日の前日前 までに会社が受領した投票用紙による票が,定足数の確定及び開票において勘定される。
- 3 株主総会の定足数が確保されなかった場合は,再度,株主総会の開催日が発表される。この際,議題の変更は許容されない。

不成立であった株主総会に代えて招集される総会は,参加者の受付の終了時点で,合計で会社の割当済議決権株式の40パーセント以上を所有する株主(その代理人)が受け付けられた場合,有効とする。株主数が1万名を超える会社は,定款によって,これより少ない定足数を設定してもよいが,ただし,割当済議決権株式の30パーセント以上でなければならない。

株主総会の再招集の開催通知は,本法第42条が定める方法により行う。

4 定足数が確保できなかった関係で、株主総会を30日までの期間で延期する場合、この株主総会への参加権を持つ株主は、不成立であった株主総会への参加権を持っていた株主の一覧に従って確定する。

第49条 投票用紙

- 1 株主総会の議題についての表決は,投票用紙によって行われる。
- 2 投票用紙の内容は,会社の取締役会又は執行機関(取締役会を設置しない会社の場合)が承認する。投票用紙は,通信投票式議決の場合を除き,株主総会で参加受付をした株主(その代理人)に対し発行される。
- 3 投票用紙には,以下が含まれなければならない。
 - 計名
 - 株主総会の開催場所,開催日及び開始時刻
 - 議決に付される問題の記載と審理の順序
 - 各議題について「賛成」「反対」「棄権」で表される投票選択肢

取締役会,監査役会又は執行機関の成員を選出する場合,投票用紙には,候補者について, その氏名を記載した情報を含めなければならない。

第50条 投票用紙による投票の開票

各議題については,別個の投票用紙を使用する。投票者によって選択肢のうち1つだけが選択されている投票用紙の数が,票として数えられる。この要件が遵守されていない投票用紙は無効とし,そこに記載される議題に関する票は数えない。

投票用紙の保管手続及び保管期間は,キルギス共和国法令が定める。

第51条 議決結果に関する議事録

- 1 集計委員会は,議決結果に関する議事録を作成し,その全成員が議事録に署名する。議決結果に関する議事録は3部以上作成し,うち1部は,その株主総会を担当した独立名簿管理人が保管する。
- 2 議決結果に関する議事録を作成した後,投票用紙は,集計員会が封印し,会社の文書保管所に保管のために引き渡される。
- 3 議決結果に関する議事録は,株主総会の議事録に綴じ合わせなければならない。
- 4 議決結果は,投票が行われた株主総会にて発表される。

第52条 株主総会の議事録

- 1 株主総会の議事録は,株主総会開催日から15日以内に3部作成し,1部はその株主総会を 担当した独立名簿管理人が保管する。議事録は,全部,株主総会の議長と書記が署名し,社印 を押す。
- 2 株主総会の議事録には,以下が記載される。
 - 株主総会の開催場所及び日時
 - 会社の議決権株式の株主が持つ議決権の総数
 - 総会に参加した株主が持つ議決権の数
 - 総会の議長(議長団),書記及び議題

株主総会の議事録には,主な発言の要旨,議決にかけられた問題,及び投票の結果,総会が 採択した決定が記載されなければならない。

株主総会の議事録の保管手続及び保管期間は、キルギス共和国法令が定める。

第53条 取締役会

取締役会は,本法が株主総会の専権事項としている問題を除き,会社の活動の全体的な実施を 行う。

取締役会の成員は,その任務の遂行期間中,取締役会成員としての任務の遂行にかかわる支出の補償を受け,株主総会の決定に基づく報酬を受けることができる。このような報酬及び補償の額は,株主総会の決定により定められる。

第54条 取締役会の権限

- 1 取締役会の専権事項は,以下である。
 - 会社の戦略目標を定め、その方針を策定し、執行機関によるそれらの実施を監督する。
 - 年次株主総会及び臨時株主総会を招集する。
 - 本法が定める場合を除き,株主総会の議題を策定し,承認する。また,株主総会の準備 及び開催に関する他の問題を処理する。
 - 本法が規定する場合を除き,会社の内規文書,及びその変更,追加事項を採択し,承認する。
 - 本法第73条に従い大規模取引の実施を決定する。
 - 執行機関を選出し、その報酬額を定める。
 - 合議制執行機関の代表者を選出する。
 - 執行機関の期限前権限停止を決定する。
 - 株式配当の額及び支払方法についての提言を策定する。
 - 株主総会に対し,会社の組織変更,及び支店,駐在員事務所の開設に関する根拠ある提言を行う。
 - 会社の外部監査人を選出し,その報酬額を定める。
 - 株式の流通量の削減又は増加の数量,条件,及び方法について株主総会に提言する。
 - 株主総会の審議用資料の作成
 - 株主総会の決議事項の執行の監督
 - 会社書記の選出
 - 株式に転換できない有価証券及びその他有価証券の発行につき、合計額面金額が発行決 定日現在の会社資産簿価の50パーセント未満である場合の決定
- 2 取締役会の権限には、以下を含めることができる。
 - 執行機関,監査役会,集計委員会の成員,書記,及び外部監査人との契約の締結
 - 執行機関が株主総会及び取締役会の決議事項を履行しない場合 訴訟において会社を代表する。
 - キルギス共和国法令及び会社定款が定める他の問題

取締役会の専権事項とされる問題は、本法が定める場合を除き、会社の他の経営機関の決定に委ねてはならない。

3 取締役会を設置せずに活動する会社においては、会社定款により、取締役会の専権事項とされる問題を、株主総会又は執行機関の権限とすることができる。ただし、本法に別途の定めがある場合を除く。

(キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号により改正)

第55条 取締役会の選出

1 取締役会の成員は,本法及び会社定款が定める手続により株主総会が選出し,任期は1年とする。

取締役会成員の任期が切れて,新しい取締役会が選出されていない場合は,取締役会は,新 しい取締役会が選出されるまで,その任務を履行する。

取締役会の成員として選出された者は,無制限に再選され得る。

取締役会の成員の権限は,株主総会の決定に基づき,期限前に停止され得る。期限前に取締役会を退いた者の代わりに成員となった者の任期は,取締役会本体の任期と同時に終了する。

取締役会の構成に関する全ての変更は,残りの成員数が定員の半分を割る場合,全成員を選出し直す方法で行う。

- 2 取締役会の成員は,会社の株主でなくともよい。取締役会の成員に対する要件は,会社の定款,又は,株主総会が承認した内規文書によって規定できる。
- 3 取締役会の成員数は奇数でなくてはならず,定款又は株主総会の決定により定められるが, 3名以上11名までとする。

(キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号により改正)

第56条 取締役会の議長

- 1 取締役会の議長は、取締役会の成員が、その成員中よりその総数の多数決により選出する。 取締役会は、取締役会成員の総数の多数決により、随時、議長を選び直すことができる。
- 2 取締役会の議長は,取締役会の業務を組織し,取締役会の会議を招集し,その議長を務め, 会議議事録の作成を組織する。
- 3 取締役会の議長が不在の場合,その役割は,取締役会の委任を受けた成員の1名が果たす。 (キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号により改正)

第57条 取締役会の会議

- 1 取締役会の会議は,議長が,議長本人の発意又は以下の者の請求に基づき招集する。
 - 取締役会の成員(単数・複数)
 - 会社の監査役会(監査役)又は外部監査人
 - 会社の執行機関又は定款が定める他の者
 - キルギス共和国の証券関連法令の違反があった場合,証券市場を管轄する国家機関 取締役会の会議は,必要に応じて行われるが,最低でも四半期に一度は実施する。取締役会 会議の招集及び実施の手続は,会社の定款又は内規文書により定められる。定款により,取締 役会が,通信投票式議決(アンケート式)で採決できるよう定めることができる。
- 2 取締役会会議の定足数は会社定款が定めるが,取締役会に選出された成員数の半数未満であってはならない。取締役会の成員数が定款が規定する定員数の半数を割る場合,会社は,臨時株主総会を招集し,新たに取締役会を選出しなければならない。

取締役会の残りの成員は、臨時株主総会の招集及び準備の決定のみをとることができる。

3 取締役会会議における決定は,本法,会社の定款,又は,取締役会の招集及び実施手順を定める内規文書に別段の定めがない限り,株主総会により取締役会に選出された成員の総数の多数決によりとられる。取締役会会議における採決の際,取締役会の各成員は,1票ずつ持つ。取締役会成員が他の成員に自己の議決権を移譲することは,許容されない。

会社定款により,取締役会での議決の際に票数が同数となった場合に,議長の票が決定権を 持つよう定めることができる。

- 4 取締役会の会議では,議事録をとる。取締役会会議の議事録は,その実施日から10日以内に作成される。議事録には,以下を記載する。
 - 会議の場所と日時
 - 議題
 - 出席者一覧
 - 議決にかけられた問題と議決結果
 - 取締役会が採択した決定

取締役会会議の議事録は 議長と書記が署名し 議事録の内容の正しさについて責任を負う。

第58条 執行機関

1 会社の日常業務の監督は,会社の単独執行機関,又は,合議制執行機関(理事会,重役会) が実施する。

執行機関の成員は,取締役会又は,取締役会を設置しない会社の場合は株主総会が,本法及び会社定款が定める手続により選出する。任期は,1年間とする。

執行機関の成員に選出された者は,制限なく再選され得る。

取締役会の決定により,又は取締役会を置かない会社については株主総会の決定により,執 行機関の権限を,契約で営利組織(管理会社)又は個人事業者(管理業者)に委託することが できる。締結される契約の条件は,会社定款に別段の定めがない限り,取締役会が承認する。

- 2 執行機関の権限事項には,株主総会又は取締役会の専権事項以外の,会社の日常業務の実施 に関する全ての問題が含まれる。執行機関は,株主総会及び取締役会の決定事項の実施を組織 する。
- 3 単独執行機関,合議制執行機関成員,管理会社,及び管理業者の,会社の日常業務の実施に関する権利及び義務は,本法,他のキルギス共和国法令,会社定款,会社が締結する契約,及び会社の法務文書により定められる。会社名による契約は,取締役会の議長又は取締役会に権限を付与された者が署名する。
- 4 執行機関は,毎年,株主総会日の20日前までに,年次報告,貸借対照表,損益計算書,及び年間予算を作成し,株主がこれら資料を閲覧できるようにしなければならない。

執行機関は,年次報告,貸借対照表,損益計算書,及び年間予算を株主総会に提出しなければならない。

5 執行機関は,定期的に,四半期に一度以上,取締役会に対し,財務・経営活動と会社の目標及 び方針の実施の進捗について報告を行う。

(キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号により改正)

第59条 会社の単独執行機関(取締役,代表取締役)

- 1 会社の単独執行機関は,委任状なしで会社の利益を代表し,取引を締結し,従業員定員を承認し,会社の全従業員に対し拘束力を持つ命令,指示を出すなど,会社の名において活動する。
- 2 会社の単独執行機関の役割を果たす者が他組織の経営機関の役職を兼ねることは,取締役会及び株主総会の合意(会社が取締役会を設置していない場合)がある場合のみ,可能である。
- 3 取締役会は,キルギス共和国の現行法令,会社定款,及び締結された契約に従い,随時,会社の単独執行機関との契約を解除することができる。

第60条 会社の合議制執行機関(理事会,重役会)

- 1 会社の合議制執行機関は,会社定款,及び,株主総会が承認した内規文書(規則,規程など) に基づき活動する。内規文書は,合議制執行機関の任期,会議の招集,実施手続,及び議決方 法を定める。
- 2 合議制執行機関の会議では,議事録を作成する。議事録は,請求に基づき,取締役会の成員, 監査役会(監査役),及び外部監査人に提出される。

合議制執行機関の会議の実施は、その代表者が組織し、また、合議制執行機関の全ての文書 及び議事録に署名する。合議制執行機関の代表者は、定款、取締役会及び合議制執行機関の決 定に従い、委任状なしで会社の名において活動する。

- 3 合議制執行機関の成員である者が他組織の経営機関の役職を兼ねることは,取締役会及び株主総会の合意(会社が取締役会を設置していない場合)がある場合のみ,可能である。
- 4 取締役会は,キルギス共和国の現行法令,会社定款,及び締結された契約に従い,随時,会社の合議制執行機関の成員,管理会社,及び管理業者との契約を解除することができる。

第61条 会社の書記

- 1 株主数が50名を超える公開会社は,会社書記職を置かなければならない。会社書記は,取締役会又は株主総会(取締役会を設置しない会社の場合)により選出される役員で,その権限事項は,以下である。
 - 株主の権利行使に関する問題で,株主と連絡をとる。
 - 株主名簿の記録及び管理を監督する。
 - 株主総会の議題に関する株主の提案をまとめる。

- 株主に対し株主総会の資料を提供する。
- キルギス共和国法令に従い,株主総会及び取締役会の会議資料を保管する。
- 2 会社定款により,会社書記のその他の義務を定めることができる。株主数が50名以下の会社は,定款によって,上記の問題を担当する者又は機関を定めなければならない。

第62条 監査役会(監査役)

- 1 会社の財務・経営活動を監督するために,株主総会により監査役会(監査役)が選出される。 監査役会の成員(監査役)は,定款に別段の定めがない限り,会社の株主の中から選ばれる。
- 2 本法に規定されない問題に関する監査役会(監査役)の権限は,会社定款が定める。 監査役会(監査役)の活動の手続は,株主総会が承認した会社の内規文書により定められる。
- 3 会社の財務・経営活動の検査(監査)は、会社の年間活動の総括として行い、また、随時、 監査役会(監査役)の発意、株主総会若しくは取締役会の決定、又は合計で会社の議決権株式 を10パーセント以上所有する株主の請求によっても行われる。

監査役会は,定期的に,ただし,最低でも四半期に一度以上,取締役会に対し業務報告をする。

監査役会の活動の結果は、年次株主総会において株主に報告される。

- 4 監査役会(監査役)の請求により,会社の経営機関の役職者は,会社の財務経営活動に関する書類を提出しなければならない。
- 5 監査役会(監査役)は,以下の権利を持つ。
 - 臨時株主総会の招集を要請する。
 - 会社の費用負担で独立の鑑定人及び監査人を雇う。
 - 審議する問題について説明を必要とする場合に,監査役会の会議に執行機関の成員を 参加させる。
 - 会社の役員に対し監査に必要な書類を請求する。
 - 外部監査人の選定につき提言を出し、また、外部監査人との契約の解除を発案する。
 - 会社の外部監査人から説明を受ける
- 6 監査役会の成員(監査役)は、同時に取締役会成員であってはならず、また、会社の経営機 関の他の役職を占めてはならない。

会社の従業員は,監査役会の成員になることはできない。

7 監査役会の会議は,必要に応じ,ただし,最低でも四半期に一度は行う。会議の招集及び実施の手続は,会社の内規文書が定める。

(キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号により改正)

第63条 会社の外部監査

外部監査人は,会社との契約に基づき,会社の財務報告がキルギス共和国法令の要件に合致しているかを確認するため,独立監査を行う。

キルギス共和国法令により,毎年,会計報告の外部監査を行うことが義務付けられている会社は,独立監査人を雇わなければならない。

外部監査は,株主総会,取締役会,若しくは監査役会の決定により,又は,会社の議決権株式を合計で10パーセント以上所有する株主(単数・複数)の請求により,随時,行うことができる。

株主(単数・複数)は,会計報告の正しさを確認するために,会社の外部監査人又は他の独立 監査人を使う権利を持つ。他の独立監査人を呼ぶ場合,その報酬は,監査の発意者が負担する。 (キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号により改正)

第64条 監査役会(監査役)及び会社監査人の報告書

会社の財務・経営活動を監査した結果、以下の者による報告書が作成される。

- 会社の監査役会(監査役)の報告書
- 会社の外部監査人の報告書

報告書には,以下が含まれなければならない。

- 会社の報告書類及び会計書類に含まれるデータが信頼性のあるものであることの確認
- キルギス共和国法令が定める会計簿記の付け方,会計報告の提出方法の違反,及び会社の財務・経営活動におけるキルギス共和国法令違反の事実に関する情報

第65条 会社役員の責任

- 1 株式会社の役員とは,以下の者である。
 - 取締役会の成員
 - 執行機関の成員
 - 監査役会の成員
 - 会社書記
- 2 株主及び取締役会成員は、以下に挙げる方法を除き、執行機関の成員に対する直接的な指示、 命令又は依頼、提言といった形での指示を出すことにより、会社の通常業務の運営に干渉して はならない。
 - 議決権を持って株主総会に参加する。
 - 会社の定款又は内規文書が許容する決定の採択又は他の行為
- 3 会社の役員は,キルギス共和国法令に従い,その責めに帰すべき行為(不作為)によって会社にもたらした損害につき,会社に対し責任を負う。

会社に損害をもたらした決定に反対票を投じ,又は,議決に参加しなかった取締役会,執行機関,及び監査役会の成員は,会社の損害に対する責任を負わない。

- 4 本条の規定による責任を複数の者が負う場合は,会社に対する責任は,連帯責任となる。
- 5 財務経営活動の報告書が会社の財務状態を著しく歪曲している場合,これら書類に署名した 役員は,これにより物的損害を被った第三者に対し連帯責任を負う。

第7章 会社による自社株式の買戻し及び買取り

第66条 会社による自社株の買戻し

1 銀行業務を行う会社以外の会社は,自社が発行した割当済株式を買い戻し,その後,それを 転売し,自社の株主間に配分し,又は,消却することができる。このような株式は,買戻日か ら1年以内に売却されなければならず,売却されなかった場合,株主総会は,これら株式を無 効にして株式の流通量を減らす決定を3か月以内にとらなければならない。

会社が買い戻した株式は,議決権を持たず,票決の際に勘定されず,また,配当が付かない。 買戻時点から1年を経過した自社株式の取引は,禁じられる。

会社により取得された同社買戻株式の総額は,会社が発行した株式総数の10パーセントを 超えてはならない。

2 流通株式数を削減する旨の株主総会の決定に基づいて買い戻された株式は,買戻しの際に消却される。

会社は,本法が規定する最低定款資本金額を下回ることになる場合には,自社株式の一部買 戻しにより流通株式数を削減する決定をすることができない。

3 自社株式買戻しの決定には,買戻される株式の種別,種別ごとの買戻株式数,買戻価格,支 払の形式及び期限,並びに買戻しを行う期間が定められていなければならない。

自社株式買戻しの価格は,本法第71条に従って決定される。

買戻対象となった種別の株を保有する各株主は、これら株式を売却する権利を持ち、会社はこれらの株式を買い取らなければならない。買取請求された株式の総数が本条が規定する制限によって会社が買い戻すことができる株式数を上回る場合は、株式は、これら株主より、買取請求数に応じた按分で買い取られる。

- 4 会社は,株式買戻期間がはじまる30日以上前に,買戻対象となった種別の株式を保有する 株主に対し,買戻決定がとられた旨の通知をしなければならない。この通知には,本条第3項 第1段落の事項を含まなければならない。
- 5 優先株式の買戻しは,会社定款に定められる価格,又は,株式の市場価格により行われる。

第67条 自社株式買戻しの制限

- 1 会社は以下の場合,自社株式の買戻しを行ってはならない。
 - 発行株式に関する結果の登記が済んでいない場合
 - 買戻時点で、会社にキルギス共和国倒産関連法令が規定するところの倒産兆候がある場合,又は、株式を買い戻すと倒産兆候が到来する場合

2 会社は,本法第70条に従い買取請求が出ている株式を全部買い取るまで,割当済自社株式 の買戻しを行ってはならない。

第68条 株式の併合及び分割

1 会社は,株主総会の決定に基づき,割当済み株式の併合を行い,2株以上の株式を1つの同種の新株式に転換することができる。この際,会社定款の発行予定株式数に関する部分に,相応の変更を行う。

株式併合の際に端数株式が発生した場合,これら株式は,本法第71条に従って算定される市場価格で会社が買い取る。

- 2 会社は,株主総会の決定に基づいて割当済株式の分割を行い,1株式を2株以上の同種の株式に転換することができる。この際,会社定款の発行予定株式数に関する部分に,相応の変更を行う。
- 3 株式数の変更の登記は、キルギス共和国法令が定める手続に従い、会社が行う。

第69条 株主の請求による株式の買取り

- 1 議決権株式を持つ株主は,以下の場合,保有する株式の全て又は一部の買取りを会社に請求できる。
 - 会社が組織変更する場合,又は,大規模取引を行う場合で,株主総会がその決定をした際,当該株主が組織変更又は大規模取引に反対票を投じたとき
 - 株主の権利を制限する内容を持つ会社定款の変更,追加,又は新定款が承認される場合で,当該株主がそれに対し反対票を投じているとき

銀行業務を行う会社の株主には,株式買取請求権はない。

- 2 会社に対する株式買取請求権を持つ株主の一覧は,本法に従い当該請求権を発生させる議題をとりあげた株主総会の参加権を持つ株主一覧が作成された日付における株主名簿のデータに基づき作成される。
- 3 会社による株式の買取りは,買取請求権を発生させた株主総会の決定日に先行する最近6か 月間の,会社株式の平均取得価格を下回らない価格で行われる。

第70条 株式買取請求権の行使手続

- 1 会社は,株主に株式買取請求権があること,及び,株式の買取りの価格と手続を株主に通知しなければならない。
- 2 本法により株式買取請求権を発生させるような議題を含む株主総会の開催通知には,本条第 1項の情報を含めなければならない。
- 3 株主は,所有株式の買取請求書に,住所(所在地)及び買取りを請求する株式の数量を明記し,会社に送付する。

株主の株式買取請求書は,株主総会が当該の決定をした日より45日以内に,会社に呈示されなければならない。会社は,期限内に買取請求が出された株式を,請求日から30日以内に買い取らなければならない。

4 会社による株式の買取りは,本法に基づき株式買取請求権を発生させる議題を含む株主総会の開催通知に記載された買取価格によって行われる。会社が買い取る自社株式の総額は,会社の発行済株式総数の10パーセントを超えてはならない。買取請求が出ている株式の総数が上記の制限を考慮し会社が実際に買い取ることができる株式数を超過する場合,株式は,買取請求数に応じて按分で買い取られる。

第71条 財産の市場価格の確定

- 1 会社の株式又はその他有価証券を含む,財産の市場価格とは,当該財産の価値について十分な情報を持ち,かつ,それを売る必要のない売手が売却に応じる価格,又は,当該財産の価値について十分な情報を持ち,かつ,それを取得する必要のない買手が購入に応じるような価格である。
- 2 財産の市場価格は、会社定款に別段の定めがない限り、一般に認められる市場相場に基づいた、又は、独立鑑定人の鑑定結果に基づいた、取締役会の決定により定められる。

会社は,本法及び会社定款に定められる場合,財産の市場価格を確定しなければならない。

3 本法第70条により会社が株主から株式を買い取る場合は,市場価格を求めるために,必ず 独立鑑定人を参加させなければならない。

第8章 大規模取引

第72条 会社の財産取得又は譲渡に関する大規模取引

- 1 大規模取引とは,単一,又は,複数の相互に関連する取引で,その価額が当該取引の締結を 決定した日付における会社資産簿価の10パーセント以上になるものを指す。
- 2 大規模取引の対象となる財産の価額の算定は,本法第71条に従い,取締役会が行う。
- 3 本法第8章の要件に違反して行われた取引は,裁判所により無効認定を受ける。 (キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号により改正)

第73条 大規模取引の実施

- 2 取引締結を決定する日付において,会社資産簿価の50パーセント以上相応となる大規模取引の締結は,株主総会において,議決権株式総数の3分の2以上の多数決で決定する。

会社定款により、会社資産簿価の50パーセント未満の取引について、これを株主総会が決定する旨、定めることができる。

3 会社は,自社の福利文化施設については,自己判断で処分できる。 (キルギス共和国法 2004 年 8 月 13 日付け第 128 号により改正)

第74条 50パーセント以上の普通株式の取得

- 1 単独又は提携者とともに,会社の割当済普通株式を,自己が既に所有している分も含め50 パーセント以上取得しようとする者は,株式取得日の30日以上前に,会社に対し,取得価格 を含めた当該株式の取得提案を書面で行わなければならない。
- 2 本条第1項の者による普通株式取得の提案は、これを受領してから30日以内に、会社が全 普通株主に対し書面で通知する。
- 3 株主は,通知から30日以内に,普通株式取得の提案を受ける権利を有する。この場合,提 案者は,株式を買い取らなければならない。
- 4 株主に対する株式買取りの提案には、普通株式を50パーセント以上取得しようとする者についての情報(氏名又は名称、住所又は所在地)、取得しようとする株式の数、並びに株主に提案される買取価格及び買取期間についての情報を含まなければならない。
- 5 会社に対する直接又は間接支配権限を与える銀行持分の取得に関する特則は,特別法により 規定する。

第9章 会社の取引における利害関係

第75条 会社の取引における役員及びその提携者の利害関係

会社の役員,及び,提携者とともに20パーセント以上の議決権株式を所有する株主(単数・ 複数),また,その家族は,以下の場合,会社の取引において利害関係者とされる。

- 取引の当事者,又は,代理人若しくは仲介人として取引に参加する場合
- 取引の当事者である法人,又は,代理人若しくは仲介人として取引に参加する法人の, 議決権株式(持分,出資分)を20パーセント以上所有する場合
- 取引の当事者である法人,又は,代理人若しくは仲介人として取引に参加する法人の役員である場合

第76条 会社の取引における利害関係に関する情報

本法第75条に規定される者は,会社の取締役会,監査役会(監査役),及び外部監査人に, 以下を連絡しなければならない。

- 単独で,又は,提携者と合わせて,議決権株式(持分,出資分)を20パーセント以上 所有している法人について
- 経営機関で役職を占めている法人について

- 会社が予定している取引で,自分が利害関係者となりそうなものについて

第77条 利害関係のある取引の締結に関する要件

- 1 執行機関又は取締役会の成員が利害関係を有する取引を締結する決定は,取締役会が,利害 関係のない成員による多数決で決定する。
- 2 本条第1項に記載される者が利害関係者となる取引の締結を決定するためには 取締役会は, 定款に別段の定めがない限り,会社が譲渡する財産又は提供する役務に対して得る対価が,本 法第71条に従って求められる当該財産又は役務の市場価格を下回っていないこと,又は,会 社が財産を取得し,若しくは役務を受ける際に支払う対価が,本法第71条に従って求められ る財産若しくは役務の市場価格を上回っていないことを確認しなければならない。
- 3 利害関係のある取引の決定であって,本法により決定権が株主総会にあるものについては, 株主総会が,議決権株式総数の3分の2以上の多数決で決定する。この際,取引の利害関係者 が持つ株式は,議決権総数を確定する際に考慮に入れず,また,これら株式はこの問題の議決 に参加しない。
- 4 利害関係のある取引の決定は,以下の場合については,本条第3項の株主総会の決定を必要としない。
 - 当該取引が,利害関係者が会社に対し行う消費貸借である場合
 - 当該取引(法律行為)が,当該者が本法第75条によって利害関係者となる以前から会社と他者間に存在していた通常の経済活動を実施する過程で行われるものである場合(この場合,次の株主総会日までは議決を必要としない。)
- 5 会社と他者間の取引関係の継続として行われる取引行為であって,後に利害関係が発生する とみられるものを株主総会開催日の段階では確定できない場合,会社と他者間で実施され得る 取引行為(複数)の性質とそれぞれの限度額を規定した契約関係を結べば,本条第3項の要件 は,満たされたものとする。
- 6 取締役会の成員が全て利害関係者である場合,取引は,本法第3項に従い,株主総会の決定 に基づいて実施されなければならない。
- 7 キルギス共和国の他の法令により,利害関係のある取引の締結に関する他の要件を定めることができる。

第78条 利害関係のある取引の締結の要件違反の効果

- 1 本法第77条に規定される要件に違反して実施された利害関係のある取引は,キルギス共和国法令が定める手続により,無効認定される。
- 2 利害関係者は,会社に対し,会社が被った損失額について責任を負う。責任を負う者が複数 いる場合は,会社に対する責任は,連帯責任とする。

第10章 会社の記録,報告,及び書類 会社に関する情報

第79条 帳簿及び会計報告

- 1 会社は,キルギス共和国の会計監査関連法令に従い,帳簿を付け,会計報告を提出しなければならない。
- 2 帳簿管理とその状態,信頼性に関する責任,然るべき機関へ会計報告を遅滞なく提出する責任,並びに株主,債権者,及びマスコミに対する情報提供の責任は,本法,その他キルギス共和国法令,及び会社定款に従い,会社の執行機関が負う。
- 3 会社の年次報告は,年次株主総会の30日前までに,あらかじめ会社の取締役会の承認を受けなければならない。

第80条 文書の管理

会社は、キルギス共和国法令に従い、会社の全ての文書を保管しなければならない。

第81条 情報提供

- 1 会社に関する情報は,本法,他のキルギス共和国法令及び定款が定める要件に従い,会社により提供される。
- 2 公開会社であって,株主数が500名を超える会社,又は,一度でも有価証券の公開割当て を行った会社は,毎年,年次株主総会の終了後2か月以内に,ただし報告年度の次年の7月1 日までに,マスコミ媒体にて,年次会計業務報告を公開しなければならない。

第82条 株主に対する情報提供

- 1 会社は,株主が以下の文書を閲覧できるよう保障する。
 - 設立文書とその変更及び追加
 - 会社の国家登記(再登記)の証明
 - 有価証券発行の国家登記の証明
 - 会社の内規文書
 - 国家機関に提出される年次報告,四半期報告,その他報告書類
 - 有価証券の発行目論見書
 - 株主総会,取締役会,及び監査役会(監査役)の会議議事録
 - 提携者とその所有株式の数量及び種別を記載した一覧
 - 監査役会(監査役),外部監査人,及び国家金融監督の報告書
 - キルギス共和国法令,会社定款,内規文書,株主総会決定,及び取締役会決定により定められるその他の文書

2 会社は,株主の請求に基づき,有償で,本条第1項の文書,及びキルギス共和国法令が規定する他の文書の写しを提供しなければならない。料金は,会社が定めるが,写しの作成費,郵 送費の実費を超えないものとする。

第83条 会社の情報公開義務

- 1 会社は,本法第81条第2項が規定する情報のほか,以下を公開しなければならない。
 - キルギス共和国法令が規定する場合、潜在的な投資家が株式発行目論見書を閲覧するための方法及び閲覧できる場所
 - 本法が規定する手続に従った,株主総会開催の通知
 - 証券市場を管轄する国家機関が規定するその他の情報
- 2 会社は、閉鎖会社も含め、社債又はその他有価証券の公開割当てを行う場合は、証券市場を 管轄する国家機関が定める内容及び手続で、情報を公開しなければならない。

第84条 会社の提携者に関する情報

- 1 会社の提携者は、会社及び証券市場を管轄する国家機関に対し、所有する会社株式について、 その数量と種類を、株式を取得してから10日以内に、文書で通知しなければならない。
- 2 提携者の責めに帰すべき事情でこれらの情報が提供されなかった結果,又は,情報提供に遅滞があった結果,会社が財産上の損害を被った場合,提携者は,会社に対し,その被害額について責任を負う。

第11章 最終章

第85条 本法の発効

- 1 本法は、その公布とともに発効する。
 株式会社は、本法の公布から1年以内に、会社定款を本法に合致させなければならない。
- 2 本法と他の法律の規定に矛盾抵触がある場合,本法の規定が優先適用される。
- 3 本法の発効時点から,以下を無効とする。
 - 1996年11月15日付けキルギス共和国法第60号「会社について」第2部第4章第52 条から第79条まで
 - 1998 年 12 月 2 日付けキルギス共和国法第 148 号 「キルギス共和国一部法令の変更及び 追加について」第 2 条第 6 項から第 1 1 項まで
 - 1999 年 11 月 27 日付けキルギス共和国法第 131 号「キルギス共和国一部法令の変更及び追加について」第 6 条第 2 項から第 6 項まで
- 4 キルギス共和国政府は,以下を行う。
 - 政府決定を,本法に合致させる。
 - 本法がキルギス共和国政府の権限としている問題につき,必要な法令を採択する。

- キルギス共和国ジョゴルク・ケネシュに,キルギス共和国法令を本法に合致させるための法案を提出する。

キルギス共和国大統領 A.アカエフ ビシュケク市,政府庁舎,2003年3月27日 第64号